

介護保険料決定通知書を送付します

岡福祉課介護班 ☎84-1257

7月中旬に、65歳以上の方へ令和7年度介護保険料決定通知書を送付します。

保険料の納め方

特別徴収

年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれます。

普通徴収

納入通知書に同封の納付書で納めていただきます。最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリ、役場出納室で納付できます。詳しくは、納付書裏面をご確認ください。

口座振替

各納期限日に口座から保険料が引き落とされます。

新たに65歳になった方

令和7年4月2日以降に65歳になった方は、令和7年度の保険料は年金から差し引かれないため、納付書で納めていただきます。

スマホ決済アプリで納付ができるようになりました

納付書に印字されているバーコードを読み込むことで納期限内であれば、いつでも簡単に納付できます。

【利用できるスマホ決済アプリ】

- PayPay
- d払い
- au PAY
- J-Coin Pay

注意事項

領収書は発行されませんので、必要な方は金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

コンビニエンスストアでも納付できます

【納付できるコンビニエンスストア】

- セブン-イレブン
 - ローソン
 - ファミリーマート
- などの全国の主なコンビニエンスストア

【コンビニエンスストア店舗では取り扱いができない納付書】

- バーコードの印字がないもの
- 破損(折り曲げを含む)・汚損などでバーコードの読み取りができないもの
- 印字してある金額を訂正したもの

納付は口座振替が便利です

普通徴収の方は、口座振替での納付が便利です。申し込みは、口座のある金融機関または郵便局に、通帳・通帳届出印・介護保険料の納付書を持参して手続きをしてください。

なお、口座振替ができない金融機関もありますので、詳しくは町ホームページをご確認ください。

町ホームページはこちら→



後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

岡住民課国保年金班 ☎84-1214

7月中旬に、令和7年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。

均等割額 43,800円	+	所得割額 賦課のもととなる 所得金額(※) × 所得割率9.11%	=	年間保険料額 (上限80万円) ※100円未満切捨て
------------------------	---	---	---	---

(※)「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額と山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の納め方

●特別徴収

年金18万円以上の年金を受給している方

※年金天引きにならない方

- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金の2分の1を超える方
- ・年度途中で被保険者になった方
- ・年度途中で転入された方
- ・介護保険料が年金天引きされていない方

●普通徴収

普通徴収は7月から翌年2月までの年8回、納付書または口座振替で納めていただきます。

※国民健康保険税で口座振替を利用していた方も、再度口座振替の申し込みが必要ですので、取扱金融機関で手続きをしてください。

保険料の軽減

所得の低い方や会社の健康保険の被扶養者であった方は、均等割額と所得割額が軽減されます。

※均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※1月1日時点で65歳以上の方の公的年金所得は、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

※後期高齢者医療加入の前日に、会社の健康保険や共済組合等の被用者保険の被扶養者であった方の均等割額は、加入した月から2年間のみ5割軽減され、所得割額はかかりません。

軽減判定基準 (下線部分は年金・給与と所得者の数が2人以上の場合に計算します)	軽減割合
43万円 + 10万円 × (年金・給与の所得者の数 - 1)	7割
43万円 + 30.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (年金・給与の所得者の数 - 1)	5割
43万円 + 56万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (年金・給与の所得者の数 - 1)	2割